

## 鶴岡市上下水道事業告示第 58 号

令和 4 年度鶴岡市個人設置型浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 4 月 1 日

鶴岡市長 皆 川 治

### 令和 4 年度鶴岡市個人設置型浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

#### 1 目的及び交付

浄化槽事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）は、生活雑排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽転換事業を行う者（以下「設置者」という。）に対し、鶴岡市水道事業及び下水道事業補助金等に関する規程（平成 27 年鶴岡市上下水道事業管理規程第 6 号。以下「規程」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

#### 2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (5) 浄化槽工事費 浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

#### 3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設置者
- (2) 市税に滞納がない者

#### 4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、合併前の鶴岡市、羽黒町における下水道整備計画区域外の区域及び集落排水整備計画区域外の区域において行われる浄化槽転換事業とする。

## 5 補助金の額

補助金の額は、次のとおりとする。ただし1,000円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てる。

区 分	補助金の額
5人槽	浄化槽工事費から35万2,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は16万円のいずれか低い額
6～7人槽	浄化槽工事費から44万1,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額
8～10人槽	浄化槽工事費から58万8,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額
11～20人槽	浄化槽工事費から100万2,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額
21～30人槽	浄化槽工事費から154万5,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額
31～50人槽	浄化槽工事費から212万9,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額
51人槽以上	浄化槽工事費から242万9,000円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

## 6 交付申請書

交付申請書に添付すべき書類は、規程においてその例によることとされた鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽転換事業であることを証する書類（住宅地図の写し、設計図面等）
- (2) 着工前の現状写真又は着工前に単独処理浄化槽等が設置されていたことが分かる資料
- (3) 納税証明書その他3（2）に規定する者であることを確認するための書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 7 実績報告書

実績報告書の提出期限は、令和5年3月10日又は事業完了後20日のいずれか早い日とし、実績報告書に添付すべき書類は、規程においてその例によることとされた規則第13条第1項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽工事に係る契約書及び領収書の写し
- (2) 浄化槽工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。